

別記

環境省地球環境局長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正等
について（通知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 2 章の 2 により、船舶からの有害液体物質等の排出規制等が行われているが、今般、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」附属書（ばら積み有害液体物質による汚染の規制のための規則）及び国際ばら積み化学物質コード（以下「IBC コード」という。）が改正され、平成 19 年 1 月 1 日から国際的に施行されるのに伴い、有害液体物質等の排出等による海洋汚染防止対策のためのより効果的な規制の推進を図るべく、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 328 号。以下「改正令」という。）が、平成 18 年 10 月 12 日に公布され、平成 19 年 1 月 1 日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、法令等の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。

なお、これまでの通知については、改正前の条約附属書の規定に基づく部分に限り、平成 18 年 12 月 31 日をもって効力を失うこととする。

なお、下記文中、法、令等の語はそれぞれ次の意味で用いることとする。

法：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）

条約：千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（昭和 58 年条約第 3 号）

令：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）

政令掲名物質：令別表第 1 各号イ又は別表第 1 の 2 第 1 号から第 7 号までに掲げられている物質

既査定物質：令別表第 1 各号イ、ロ若しくはハ又は別表第 1 の 2（第 10 号を除く。）に掲げられている物質

既査定物質混合物：令別表第 1 各号ニ又は別表第 1 の 2 第 10 号に規定されている混合物

記

第1 改正の趣旨

条約附属書 には船舶によりばら積み運用される液体物質について有害性の程度が定められ、それに応じた排出方法等が定められているが、この度、同附属書及び同附属書において有害液体物質のリストとして用いられる I B Cコード第 17 章及び第 18 章の改正が行われたことをうけて、令を改正したものであること。

第2 改正令について

1 改正内容

- (1) 条約附属書 及び I B Cコードの改正に合わせ、船舶でばら積みの液体貨物として輸送されているもの等のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質として排出の規制等が適用される令別表第 1 の政令掲名物質のリストの改正を行ったこと。
- (2) 条約附属書 及び I B Cコードの改正に合わせ、船舶でばら積みの液体貨物として輸送されているもの等のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質として排出の規制等の適用がない令別表第 1 の 2 の政令掲名物質のリストの改正を行ったこと。
- (3) この改正の結果、改正後の別表第 1 及び別表第 1 の 2 の政令掲名物質数は次のとおりになったこと。なお、I B Cコードの物質数と政令掲名物質が異なるのは、令別表第 1 及び第 1 の 2 の表記に合わせ、I B Cコードの物質の表記を整理、統合したためであること。
 - イ X類物質
 - アクリル酸デシル等 61 物質
 - ロ Y類物質
 - アクリル酸等 330 物質
 - ハ Z類物質
 - アジポニトリル等 133 物質
 - ニ 無害物質
 - カオリン等 7 物質
- (4) 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が X類物質、Y類物質、Z類物質又は有害でない物質として指定することができることとしたこと。
- (5) 条約附属書 の改正に伴い、令に定める混合物の汚染分類を求める計算方法を改正したこと。
- (6) 令別表第 1 の 8 及び第 1 の 9 に規定される有害液体物質を輸送した貨物艙の洗浄水等を排出する際の基準（事前処理方法、排出海域、排出方法）について、条約附属書 の規定に従い、改正を行ったこと。
- (7) キシレン等の油に類似する有害液体物質（油類似有害液体物質）の排出の規制は、従来は油の排出基準に従えばよいとされていたが、今回の条約附属書 の改正により、油類似有害液体物質の規定が削除されたため、令においても該当する規定を削除したこと。

(8) 改正令によって削除された物質は、平成 19 年 1 月 1 日以降未査定液体物質として取り扱われることとなること。

2 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質

(1) 改正令による改正後の令別表各号口及び別表第 1 の 2 第 8 号により、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が X 類物質、Y 類物質、Z 類物質又は有害でない物質として指定することができるとしたが、これは、国際海事機関海洋環境保護委員会の発行する回章(以下「回章」という。)に掲載される物質のうち、我が国への輸送が可能である物質として記載されているものを、国内法制度においても輸送及び排出を可能にするためのものであること。この指定は、環境省告示で行うこと。

(2) 条約の手続きに則って改正される I B C コードと、そのような手続きを踏まない回章との違いを反映し、我が国の法制度においては、I B C コードに掲載される物質は政令に、回章に掲載される物質は告示に規定することとしたこと。

そのため、物質の中には、I B C コードと回章とで汚染分類が異なるものがあるが、政令は告示の上位法令であるため、国内においては、改正令で規定される I B C コードの汚染分類が優先すること。

しかし、国際海事機関海洋環境保護委員会においては、回章の汚染分類が優先するとの取扱いが行われる旨合意されていることから、国際的な輸送・排出にあたっては、海外において回章の汚染分類が用いられる可能性があることに留意されたいこと。具体的な物質については別紙のとおり。

(3) ブチルベンゼン (Butyl benzene (all isomers)) に関しては、Alkyl (C5-C8) benzenes と統合させ、改正令にて、アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が 4 から 8 までのもの及びその混合物に限る。) を X 類として規定している。このたび回章において Alkyl (C3-C4) benzenes (アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が 3 又は 4 のものおよびその混合物に限る。)) が掲載されたところであるが、この物質については、炭素数が 3 又は 4 のものの混合物として評価されたものであることから、ブチルベンゼンを単体で輸送する場合は、改正令のとおり X 類として取り扱うこと。

3 混合物

(1) 条約附属書 改正に伴い、有害液体物質の混合物を輸送する際の汚染分類に関しては、次の計算式で求めることとなること。なお、各成分の係数は、環境省告示で定めること。

$$S_p = (\text{各成分の重量パーセント}) \times (\text{各成分の係数})$$

$S_p \geq 25,000$ ならば、X 類物質

$25 < S_p < 25,000$ ならば、Y 類物質

$S_p < 25$ ならば、Z 類物質(ただし各成分がすべて無害の場合を除く。)

各成分がすべて無害物質である混合物ならば、無害物質

- (2) 既査定物質の中には、天然油脂等多数の化学的単一物質の混合物でありながら慣用名を用いて表記しているもの（やし油等）や、単一物質の混合物（ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物等）を表記しているものも含まれているが、これらは、既査定物質であり、既査定物質混合物としては扱わないこと。従って、複数の物質から組成される液体物質は、まず既査定物質に該当するか否かを判断し、該当しない場合にのみ既査定物質混合物の対象となるかどうかを判断すること。
- (3) 混合物を国際間輸送する場合については、回章に掲載される必要があり、そのためには、一定の手続きを必要とすることから、事前に十分な時間的余裕をもって環境省地球環境局環境保全対策課に相談すること。

第3 環境省令及び国土交通省・環境省令の一部改正について

改正令の施行に伴う形式的な改正を行うため、「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法に関する省令及び油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のための薬剤の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成 18 年国土交通省・環境省令第 5 号）及び「有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令の一部を改正する省令」（平成 18 年環境省令第 37 号）により、次の省令の改正等が行われ、改正令の施行と同日の平成 19 年 1 月 1 日より施行されること。

- (1) 有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和 62 年総理府令第 3 号）の一部改正
- (2) 有害液体物質の排出率等を定める省令（昭和 62 年総理府令第 4 号）の一部改正
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和 62 年総理府令第 5 号）の一部改正
- (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第一号の A 類物質等に該当する混合物の基準を定める省令（平成 2 年総理府令第 35 号）の一部改正
- (5) 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第四号に規定する粉碎装置の技術上の基準を定める省令（平成 8 年総理府令第 36 号）の一部改正
- (6) 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法に関する省令（昭和 62 年総理府・運輸省令第 1 号）の一部改正
- (7) 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のための薬剤の技術上の基準を定める省令（平成 12 年運輸省令第 43 号）の一部改正

第4 環境省告示の制定について

- 1 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質を告示したこと。（環境省告示第 148 号「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質」）

- 2 有害液体物質の混合物を輸送する際の汚染分類の計算に必要な係数を定める等のため、次の環境省告示が定められたこと。
 - (1) 環境省告示第 146 号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく環境大臣の定める数値」
 - (2) 環境省告示第 147 号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣が定める係数」
 - (3) 環境省告示第 148 号「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質」(第 4 1 の物質の指定と合わせて係数を掲載)
- 3 改正令による改正後の汚染分類に基づき、未査定液体物質の査定を行い、その結果を告示したこと。(環境省告示第 149 号「未査定液体物質を査定した件」)

第 5 条約締約国である外国において暫定評価された物質の取扱い

- 1 我が国の領海内において外国船舶は無害通航権を有しており、その無害通航を妨害するような法令の適用はできない(国連海洋法条約第 211 条 4)とされていることを受け、無害通航権を行使する外国船舶については、法第 9 条の 6 第 4 項の規定に基づく未査定液体物質の輸送禁止規定の適用をしないこととすること。また、当該物質の排出について、暫定評価された汚染分類に応じた排出方法を認めることとすること。
- 2 なお、我が国が未査定液体物質の発出国、受入国又は船籍国のいずれかである場合については、従来どおり、法第 9 条の 6 第 2 項の規定に基づき、未査定液体物質を輸送しようとする者はあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならないこと。

協 会 名
(社)日本化学工業協会
化成品工業協会
石油化学工業協会
石油連盟
日本界面活性剤工業会
日本化学工業品輸出組合
(社)日本化学工業品輸入協会
(社)日本植物油協会
日本石鹼洗剤工業会
日本ソーダ工業会
(社)日本芳香族工業会
日本無機薬品協会
油糧輸出入協議会
日本船主協会
日本内航海運組合総連合会
全国内航タンカー海運組合
(社)日本中小型造船工業会
(財)日本海事協会
(社)海難防止協会

英語名	和名	IBCコード汚染分類	MEPC2/circ汚染分類/混合物の係数
n-Alkanes (C10+)	ノルマルアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。)	Z	Y/1
Alkyl(C9+)benzenes	アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が9以上のもの及びその混合物に限る。)	Z	Y/1
Alkyldithiothiadiazole (C6-C24)	アルキルジチオチアジアゾール(アルキル基の炭素数が6から24までのもの及びその混合物に限る。)	Z	Y/1
Calcium long-chain alkyl(C11-C40)phenate	長鎖アルキルフェノールカルシウム塩(アルキル基の炭素数が11から40までのもの及びその混合物に限る。)	Z	Y/1
Dodecyl/Octadecyl methacrylate	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物	Z	Y/1
Ethoxylated long chain (C16+)alkyloxyalkylamine	エトキシ化長鎖アルコキシルアルキルアミン(アルキル基の炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。)	Z	Y/1
Glycerol monooleate	グリセリンモノオレイン酸	Z	Y/1
Octanoic acid (all isomers)	オクタン酸(2-エチルヘキサン酸を除く。)	Z	Y/1
Petrolatum	ペテロラタム	Z	Y/1
Tridecyl acetate	酢酸トリデシル	Z	Y/1
Waxes	ワックス(パラフィンワックスを除く。)	Z	Y/1
Iso- and cyclo-alkanes (C10-C11)	<ul style="list-style-type: none"> ・イソアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。) ・イソアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。)の混合物 ・シクロアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。) 	Z Z Z	Y/1
Iso- and cyclo-alkanes (C12+)	<ul style="list-style-type: none"> ・イソアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。) ・イソアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。)の混合物 ・シクロアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。) 	Z Z Z	Y/1
Vegetable protein solution (hydrolysed)	植物性たんぱく質溶液(加水分解したものに限る。)	Z	OS/0